

第2次深谷市障害者活躍推進計画

機関名	深谷市議会
任命権者	深谷市議会 議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
深谷市議会事務局における障害者雇用に関する課題	深谷市議会事務局は、小規模な機関であり、正職員の採用及び人事管理の事務は市長部局で行っている。 現在在籍していないが、今後について会計年度任用職員を任用する等により障害者である職員が在籍する可能性があり、雇用準備及び任用後について適切な対応がとれるよう、市長部局と連携を図りながら取組を進める必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する
② 定着に関する目標	障害者である職員の不本意な離職を極力生じさせないことを目標とする。 評価は、毎年障害者任免状況通報時に、人事記録等を元に特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として議会事務局次長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった旨の相談があった場合は、人事課と連携し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。